

「グリーン電力証書」のご紹介

今井 有俊 (いまい ありとし) 日本自然エネルギー(株) お客様サービス部 部長

要約 2008年4月から京都議定書第一約束期間が始まり、産業界をはじめ個人レベルにおいても本格的な地球温暖化防止に向けた取り組みが開始され、様々な方策がある中、最近はグリーン電力証書に注目が集まっている。グリーン電力証書は、再生可能エネルギーの普及拡大方策として、需要家側が参加できる唯一の方法として理解されはじめ、国や自治体においても施策に取り入れる動きがでてきた。今回は、グリーン電力証書の全般と今後の展開について述べていきたいと思う。

1. はじめに

2008年4月から京都議定書第一約束期間が始まり、また、7月には北海道洞爺湖サミットも開催されたことから、企業ならびに国民の地球温暖化防止の取組みに対する意識が大きく変化してきているように思われる。従来にも増して、企業は地球温暖化防止の取組みを行うとともに、あわせて一般消費者である国民に対しても、企業は取り組みを広くPRしていく必要がでてきていている。そのような中、取組みの一つとして企業および国民ならびに国や自治体においても最近注目を集めているのが「グリーン電力証書」である。そこで今回は、このグリーン電力証書についての歴史や現状ならびに活用事例、課題や今後の展開について述べていきたいと思う。

2. グリーン電力とは

「グリーン電力」とは、緑色、森林、クリーン、きれいな電力というイメージを連想されるが、一言で表現すると「太陽光をはじめ、風力、地熱、マイクロ水力、バイオマス等の再生可能なエネルギーから生まれた電力の中でも需要家自らが自由に選択できる」仕組みを総称してグリーン電力と呼んでいる。

風力等の再生可能エネルギーから生まれた電力には、「物理的な電力の価値」の他に、化石燃料削減や地球温暖化防止に貢献する「環境の価値」を持っていると考えられる。この環境の価値を実際に電力が消費されている需要家が自ら自由に選んで購入できるよう

にした仕組みである。このようにグリーン電力とは、需要家が現在の電力の契約を変更することなく、自ら進んで新たに追加的な費用を支払うことで風力等の再生可能エネルギーを選択でき、その結果、再生可能エネルギーが増え、普及拡大に貢献できるという考え方から生みだされた仕組みである。8年前の2000年に国内で初めて誕生したこの仕組みは大きく分けると4種類に大別される。その種類としては、今回次編で述べるグリーン電力証書の「証書型」の他に、市民等が直接出資する「直接出資型」、再生可能エネルギーを直接送電供給する「供給型（グリーン電力料金制度）」、現在グリーン電力基金として知られている「寄付型」がある。

それでは初めの直接出資型についてであるが、この種類は欧州で生み出されたものである。市民がNPO団体等に出資し、市民共同発電所を建設するための基金として積み立て、運用する仕組みである。国内においては、NPO法人の北海道グリーンファンドが基金として積立を行い、日本初の1,000kW出力の市民風車「はまかぜちゃん」という愛称で開始したのが第一号案件である。次に2番目の供給型である。この種類は、国内においては存在しないが、米国においては風力50%、火力50%の割合といったメニューが用意されて需要家が直接電源を選べる電力供給型が存在しており、需要家が手にする電気料金請求書にもその割合が記載されたものが届くことになっている。3番目の寄付型についてであるが、証書型が始まった年にあわせて電力会社がグリーン電力基金という形で開始した。電力会社の供給サービスエリア間により多少毎月当たりの寄付額は異なるが仕組みは電力会社間では統一されている。